**様式　９**

**避難所生活のルール**

**この避難所の生活ルールは次のとおりです。**

1. 避難所は、運営委員会および避難者が主体となって運営します。

②　避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入してください。

　　　　・避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。

　　　　・犬、猫などの動物類を居室に入れることは原則禁止です。

③　職員室、保健室、調理室などは避難所運営に必要となるため使用禁止です。

　　　　・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従ってください。

　　　　・避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。

④　食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。

　　　　・食料・物資が不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。

　　　　・食料・物資は在宅の被災者にも配布します。

　　　　・ミルク・おむつなどは必要な方に配布します。

⑤　消灯は、夜　　時です。

　　　　・廊下は点灯したままとし、居室は消灯します。

　　　　・避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。

⑥　携帯電話での通話については所定の場所でのみ可能とします。

　　　　・居室ではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。

⑦　感染症予防のため、手指消毒、こまめな換気を実施します。

　　　　・発熱、せき等体調不良の場合は、他の人との接触を避け、班長まで申し出ます。

⑧　衛生管理のため、避難所内を清潔に保ちます。

　　　　・居室空間は各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。

　　　　・共有空間については、避難者全員が協力して清掃を行います。

⑨　飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止します。